

[ 事案 21-83・84 ] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

\* 夫婦 2 名より、同様の事実経過に基づく同一保険会社への申立て

・平成 22 年 6 月 30 日 裁定終了

< 事案の概要 >

銀行員による虚偽説明、説明義務の懈怠により商品内容を誤解して契約締結したとして、契約当初の説明どおりの内容で保証してほしいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 20 年 2 月に募集人(銀行員)の勧めにより、妻とともに変額個人年金保険を契約締結した。(申立人の契約は一時払保険料 800 万円、妻の契約は一時払保険料 770 万円)

その後、同年 11 月に、申立契約の積立金の下落にとともに、保険商品の内容説明を再度受けたところ、加入時の募集人の説明は、下記のとおり、虚偽であることが分かった。募集人による虚偽の説明を信じて契約したのだから、説明どおり元本保証とし、既払込保険料に利息 3 %を加えた額を 10 年満期(契約日より 10 年後の積立期間満了の時点)で支払って欲しい。

- (1) 本件商品は元本保証で、10 年満期で 3%の利息がつき、相続税の掛からない商品であるという説明だった。
- (2) 保険期間が 25 年となること、解約返戻金が時価となること等のリスクの説明もなかった。

< 保険会社の主張 >

下記のとおり、募集人に虚偽説明およびリスクの説明に懈怠はなく、保険募集は適切になされている。また、申立人同様に、今般の金融危機による運用悪化によって損失を蒙った多くの保険契約者との公平性を考慮せねばならず、申立人のみを救済すべき法的根拠は認められないことから、申立人の請求に応じること出来ない。

- (1) 募集代理店(銀行)に、申立人から申し出のあった募集時の説明に関し、以下のような点を「パンフレット」、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」を用いて、下記事項などについて説明していることを確認している。
  - ・ 商品内容説明の前に、「お客様へのお知らせ」を用いて、本商品は保険であり預金とは異なり、元本保証はないこと。
  - ・ 運用は特別勘定で行われ、確定利回り商品ではなく積立金額は日々変動する投資信託での運用となること。
  - ・ 中途解約した場合、解約返戻金は時価となり運用状況によっては元本割れとなること。
  - ・ 諸費用については、パンフレット最終ページを用いて保険関係費用、運用関係費用、解約控除、年金管理費について説明し、この際にリターン推移シミュレーションの数値はこれらの費用控除後のものであること。
- (2) また、提案内容が申立人の意向に沿った内容となっているか否かについては、「生命保険申込に際しての重要事項等確認書」、「意向確認書兼適合性確認書」で確認いただいたうえで、申立人から募集人の前で契約申込書に署名・押印いただき、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」を契約申込当日に渡していること等を確認している。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では申立書、答弁書等の書面の内容および申立人からの事情聴取の内容にも

とづき審理した。その結果、下記の客観的な事実を照らし合わせると、募集人が、申立契約の勧誘に際し、虚偽の説明をしたとか、商品リスクの説明をしなかったとかいう事実を認めることはできない。

また、申立人は、事情聴取において定期預金だとは思っていなかったが、生命保険とは思っておらず相続税のかからない商品だと思っていた、募集人が口頭で上記募集資料と異なる説明をしたと述べるが、下記の客観的な事実を照らすと不自然に思われる。また、申立人の契約当時の年齢からすれば、特に理解力が劣っていたとも思えない。

- (1) 商品内容の説明前に徴求する「お客様へのお知らせ」には、本件商品が「保険」であることが各所に記載されており、「保険商品のお申込みをご検討いただく際の留意点」の一つとして、「保険商品は、生命保険会社の商品であり、預金と異なり元本の保証はありません。また、預金保険制度の対象とはなりません。」と記載されており、同意・確認欄に申立人が署名している。
- (2) 募集人が説明の中心資料とした簡易パンフレット（申立人もこれを見た覚えはあると認めている）の表紙には、「個人年金保険です」と大きな文字で記載され（「変額個人年金保険」との記載もある）、その中には、「投資リスクと手数料」、「解約控除」、「運用実績が 3.5%のケース」等の記載がある。
- (3) 「生命保険申込に際しての重要事項等確認書」には、「元本の保証はありません。」「個人年金保険...は生命保険会社を引受保険会社とする保険商品です。」「お受取金額が払込保険料を下回る場合がございます。」等が記載され、同書面の「確認欄」には申立人が署名している。
- (4) 「意向確認書」には当該商品に関する確認事項(注)が記載されているが、申立人は、いずれにも「はい」にチェックしている。また、「『契約締結前交付書面』の内容を十分に理解したうえで、本書面記載内容につき、確認・了解しました。」との欄に署名している。

(注) 主な確認事項

- ・ 投資信託を主な投資対象とする特別勘定で運用され、特別勘定の運用実績に基づいて死亡保険金額・運用金額・年金額・解約返戻金額等が変動すること、またその価格変動リスクは保険契約者および各受取人に帰属すること
  - ・ 運用期間の途中で解約された場合の解約返戻金額は、運用実績および所定の解約手数料(解約控除)により一時払保険料相当額を下回る可能性があること
  - ・ 運用期間中、年金受取期間中および解約時にお客様にご負担いただく諸費用について
- (5) 簡易パンフレットのどこにも、申立契約は元本が保証されている商品であるとか、10年満期で年3%の利息が付くとか、あるいはそのように誤解させるような記載は見当たらない。

以上の次第で、募集人が、申立契約の締結について勧誘するに際し、重要事項について事実と異なることを告げたとは認められず、消費者契約法4条1項1号に基づく取り消しは認められない。欺罔行為も認められないので、詐欺による取消し(民法96条1項)も認められない。

また、申立人に要素の錯誤(民法95条本文)があったとは思えないが、仮に申立人が錯誤に陥っていたとしても、前述のような事実を照らすと、申立人には重過失があると言わざるを得ないので、申立人から無効を主張することはできない(同条ただし書き)。

したがって、本件申立ては認められないことから、生命保険相談所規程第44条にもとづき、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。